

平成 15 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代表者名 取締役社長 飯田 吉平
(コード番号 6995 東証・名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 砂河 亮介
T E L (0587) 95 - 5211

ストックオプション (新株予約権) の割当に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 7 月 18 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および平成 15 年 6 月 25 日開催の当社第 56 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 . 新株予約権の発行日
平成 15 年 8 月 1 日とする。
- 2 . 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 444,000 株とする。
各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,000 株とする。
なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。
- 3 . 発行する新株予約権の総数
444 個とする。
- 4 . 新株予約権の発行価額
無償とする。
- 5 . 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
平成 15 年 8 月 1 日に確定する。
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。
なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。
当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

1

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成 13 年法律第 79 号)附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)施行前の転換社債の転換の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}$$

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{時 価}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

6. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額
平成 15 年 8 月 1 日に確定する。
7. 新株予約権の行使可能期間
平成 17 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで
8. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。新株予約権の割当を受けた対象者(以下、「新株予約権者」という。)が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役および使用人ならびに当社連結子会社の取締役のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合にも後記 に掲げる新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、当社と各対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
9. 新株予約権の消却事由および消却の条件
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
10. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
11. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れる額
資本に組入れる額とは、行使価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合には、その端数を切り上げた額とする。
13. 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役および使用人ならびに当社連結子会社の取締役の合計 130 名

< ご参考 >

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 15 年 4 月 25 日
2. 第 56 回定時株主総会の決議日 平成 15 年 6 月 25 日

以 上